

○南陽市果樹新植・改植助成事業補助金交付要綱

平成24年3月26日

告示第29号

改正 平成25年4月1日告示第44号

平成25年12月4日告示第114号

平成26年5月9日告示第87号

平成29年4月3日告示第72号

令和2年4月9日告示第98号

令和3年4月16日告示第77号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南陽市をイメージする果樹の苗木(以下「果樹苗」という。)を市内の耕作放棄地や遊休農地(以下「耕作放棄地等」という。)に新たに植栽する場合(以下「新植」という。)又は既存の果樹園地に植栽する場合(以下「改植」という。)に、果樹苗を購入する費用の一部を助成することにより、耕作放棄地等の解消又は農業者の所得の向上を図るため、市が予算の範囲内で交付する補助金に対し、南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則(昭和42年規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施主体)

第2条 補助金の交付対象となる事業実施主体は、次に掲げるもの(酒類醸造を行うものを除く。)とする。

- (1) 市内に事業所を有する農業生産法人
- (2) 市内に事業所を有する農業協同組合
- (3) 市内に住所を有する農業者

(補助対象経費、補助金の額等)

第3条 補助金の交付対象になる果樹苗の作目、品種及び補助金の額は別表のとおりとし、新植し、又は改植する面積は、10アール以上とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を申請する事業実施主体は、南陽市果樹新植・改植助成事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、南陽市果樹新植・改植助成事業補助金(変更)交付決定書(様式第2号)により事業実施主体に通知するものとする。

(変更の承認)

第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額以外の変更

とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について市長の承認を受けようとするときは、南陽市果樹新植・改植助成事業補助金変更交付申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第14条の規定による実績報告は、南陽市果樹新植・改植助成事業実績報告書（様式第4号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、補助事業完了の日から起算して10日を経過する日又は事業採択年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施に伴う証拠書類（購入を証する証明書）の写し

(2) その他市長の認める書類

（帳簿等の保管）

第8条 規則第22条の帳簿及び証拠書類は、事業実施年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第44号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年12月4日告示第114号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則（平成26年5月9日告示第87号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の南陽市果樹新植・改植助成事業補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月3日告示第72号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年4月9日告示第98号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年4月16日告示第77号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

作目	品種	補助金の額（1本当たり）
さくらんぼ	南陽及び市長が認める品種	果樹苗の価格（消費税相当額を除く。）の1/2又は1,000円のいずれか低い額
りんご	秋陽、涼香の季節及び市長が認める品種	
もも	玉うさぎ、黄貴妃、さくら白桃、黄ららのきわみ、あかつき及び市長が認める品種	
ぶどう	生食用ぶどう全般	
	ワイン醸造用	
なし	ラ・フランス及び市長が認める品種	